様式第5号（第8条関係）

戒告書

　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　　印

　あなたが（所有・管理）する下記の空き家等については、　　　年　　月　　日付第　号で空き家等を除去するよう命令しましたが、履行期限までに除去されていません。

つきましては、下記期限までに空き家等を除去するよう行政代執行法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、下記期限までに空き家等の除去が履行されない場合は、同法第2条の規定に基づき代執行を行い、これに要した費用をあなたから徴収します。

記

　1　空き家等所在地　　　　　　粕屋町

　2　内容

　3　理由

　4　履行期限　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日まで

（教示）

1 審査請求について   
　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。   
2 取消訴訟について   
　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。